

審議案件に関する概要

平成29年12月1日第四部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項(新設)
届出日	平成29年6月19日
担当部署	上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住所
株式会社ダイゼン 代表取締役 柴田 貢	旭川市流通団地2条3丁目16番地

2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	(仮称)東光ショッピングセンター 旭川市東光8条1丁目227番8の内	
(2)小売業者名、代表者名及び住所	株式会社ダイゼン 代表取締役 柴田 貢 旭川市流通団地2条3丁目16番地	
	未定	
	未定	
(3)新設日	平成30年2月20日	
(4)店舗面積の合計	2,360 m ²	
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	88 台
	駐輪場の収容台数	30 台
	荷さばき施設の面積	72 m ²
	廃棄物保管施設の容量	26 m ³
(6)施設の運営方法	開店時間・閉店時間	開店 午前8時00分 閉店 午後9時50分
	駐車場の利用時間帯	午前7時30分から午後10時
	駐車場の出入口数	出入口4箇所
	荷さばき時間帯	午前6時から午後10時

3. 審査事項

(1) 駐車場整備への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数88台 = 設置台数88台				
	従業員駐車場等の整備	駐車場内に15台確保				
	駐輪場(自動二輪車を含む)の整備	30台	・自動二輪車の来客は極端に少ないことが予想されるが、来客駐車場に駐車した場合でも対応可能。			
	来客車両等の入出庫方法	・入口ゲート・遮断機等は無く入庫待ちは発生しないと考える。				
	搬入車両等の誘導	・各施設の処理能力は1時間に3台に対し、ピーク時の車両数は1時間に1~2台。 ・各配送業者が集中しないよう時間の配分に配慮する。 ・一括配送などの実施により搬入回数の削減に配慮する。				
	歩行者の安全対策	・駐車場の出入口は見通しの良い位置に設けドライバーの視距を確保する。 ・出口には、一旦停止の路面表示及び看板、歩行者に対しての注意を促す注意喚起看板を設置して、歩行者や自転車の安全確保に配慮する。				
	交通整理員の配置	2人(9:00~18:00)。 ・開店時及び売り出し等で混雑が予想される日に配置。 ・配置場所については、時間帯、混雑状況に応じて臨機に対応する。				
	除排雪による堆積方法	・排雪業者と契約し、降雪10cm以上で出動し店舗開店前までに終了させる。 ・耐雪場の雪は適時排出し、来客用駐車台数の確保に努める。				
その他	・店舗への主な来店経路については、開店時や販促時にチラシを利用し周知させ、交通渋滞の緩和に配慮する。					
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音の予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	55dB	40dB	○	
		2	55dB	49dB	○	
		3	55dB	49dB	○	
		4	55dB	46dB	○	
	夜間の等価騒音の予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	45dB	22dB	○	
		2	45dB	31dB	○	
		3	45dB	27dB	○	
		4	45dB	25dB	○	
	夜間の音源毎最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
		a1	冷凍機①	40dB	35dB	○
		a2	排気③	40dB	38dB	○
a3		排気④	40dB	38dB	○	
a4		排気⑦	40dB	38dB	○	
a5	排気⑧	40dB	37dB	○		

	a6	排気⑪	40dB	48dB	△
	a7	排気⑫	40dB	46dB	△
	敷地境界で規制基準値を超える、a6、a7について、住居壁際等で再計算した結果、次のとおり規制基準値を下回る。				
	再計算点	規制基準値	予測結果	備考	
	a6'	40dB	18dB		
	a7'	40dB	17dB		
	騒音問題の一般的対策		<ul style="list-style-type: none"> ・店舗職員や取引先に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行及びアイドリング防止等を行うよう指導する。 ・来客者へアイドリング停止の呼びかけをする看板を駐車場内に設置する。 ・豪雪時など安全が優先される以外の通常の除排雪作業は夜間(午後10時から午前6時まで)は行わない。 		
	荷さばき作業等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な搬入を行うことにより、搬入台数を減少させる。 ・搬入業者にアイドリング停止を徹底させる。 		
	付帯設備・施設等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・室外機は低騒音型の機種を選び、住宅から離れた位置に設置する。 		
	青少年の蝟集等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・営業終了後は駐車場等の出入口をチェーンバリカーで閉鎖し、暴走車両等が進入して騒音公害を起こさないよう配慮する。 		
	その他の対応方策		<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境問題を発生させるおそれがある場合、かかる問題についても適正な対応策を講じる。 ・住民から苦情が発生した場合は、小売店舗の責任者が迅速に対応に図る。 		
(3)廃棄物等への配慮	指針容量の整備		指針容量 10 m ³ < 設置容量 26m ³		
	保管場所の位置、構造等		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物保管施設Aは屋外密閉型とし、廃棄物の飛散防止に配慮する。 ・廃棄物保管施設B-1、B-2、Cは屋内密閉型とし、廃棄物の飛散防止に配慮する。 		
	運搬・処理対策		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。 ・法や条例に基づき適切に処理を行うよう契約時に指示する。 		
	減量化、リサイクル等		<ul style="list-style-type: none"> ・古紙、ダンボール、発泡スチロール、ビン、カン、ペットボトル等のリサイクルを徹底する。 		
	調理臭、悪臭の飛散防止		<ul style="list-style-type: none"> ・調理臭は発生しない。 ・生ごみは密閉して保管するため、悪臭は発生しない。 		
	その他の対応方策		<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境問題を発生させるおそれがある場合、小売店舗の責任者が適切な対応策を講じる。 		
(4)街並みづくり等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・屋外照明や広告塔照明はその光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生じることがないように、照明は駐車場敷地内を照らし、明るさは10ルクス程度に抑え、営業時間終了後に消灯し周辺への影響に配慮する。 			

		・当該店舗が立地する地域において街並みづくりが行われる場合、その取組みを阻害することのないよう調和を図る。
(5)防災対策への配慮		・地方公共団体等から災害時の避難場所として、駐車場等敷地等の一部使用或いは店舗で扱っている物資の緊急時における提供等の要請があった場合、必要な協力を行う。
(6)防犯対策への配慮		・閉店後は機械警備の作動及び施錠を徹底して、防犯を図る。 ・自治会の防犯活動などへの適切な協力を配慮する。 ・所管警察署との連携を図って管理者が責任を持って緊急時の対応等を行う。
(7)関係行政機関との協議状況		
	公安委員会（道警本部・旭川方面本部・旭川東警察署）	協議済み
	地元市町村（旭川市）	協議済み
	道路管理者（旭川市）	協議済み
	その他関係機関	

4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	意見なし
(2)住民等の意見	意見なし

5. 道（上川総合振興局連絡調整会議）の意見案

意見なし
